

総 監 第 4 3 号

令和4年10月17日

総 社 市 長 片 岡 聡 一 様

総 社 市 議 会 議 長 村 木 理 英 様

総 社 市 教 育 委 員 会 教 育 長 久 山 延 司 様

総 社 市 監 査 委 員 風 早 俊 昭

総 社 市 監 査 委 員 頓 宮 美 津 子

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和4年度

指定管理者監査結果報告書

総社市監査委員

指定管理者監査報告書

1 監査の期日

令和4年5月31日

2 監査対象及び所管部署

指定管理者	対象施設	所管部署
社会福祉法人 総社市社会福祉事業団	総社市児童発達支援センター 総社市立総社はばたき園	教育部 こども夢づくり課

3 監査の方法等

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が法令・協定書等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象施設及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等のほか、監査対象施設に出向き関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

4 対象施設の概要

- ・所在地 総社市小寺365番地
- ・施設概要 敷地面積 4,174㎡
建物面積 838.45㎡
- ・施設種別 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター
- ・設置目的 本施設は、障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする。
- ・通所定員 30名

5 指定管理の状況

(1) 指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 障がい児の通所支援及び相談支援に関する業務
- ② はばたき園の通園の許可に関する業務
- ③ はばたき園の管理及び運営に関する業務
- ④ その他教育委員会が必要と認める業務

(3) 在籍者数（令和4年3月31日現在）

34名（市内 33名 市外 1名）

6 監査の結果

指定管理者監査を実施した結果、基本協定書等に定める公の施設の指定管理に関する事務の執行及び管理業務の実施状況については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査報告書に記載に至らない軽易な事項については、対象団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

また、次の事項については改善を要するので、適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1) 会計事務について

総社はばたき園拠点区分資金収支計算書の事業活動による収支の収入の受託事業収入（公費）に、指定管理委託料ではない、他団体主催の総社 PEC 事業（総社市療育相談指導教室）に伴う職員派遣に係る指導料が計上されていた。適正な科目で計上されたい。

7 監査委員の意見

対象団体は、平成13年4月に総社市立総社はばたき園（以下「総社はばたき園」という。）を運営するため、総社市と一体となり、市内における社会福祉事業の推進を図り、広く児童福祉の向上と増進に寄与することを目的に設立された社会福祉法人であり、設立から市から業務委託を受け管理運営をしていることから、設立の経緯を勘案し、指名方式で平成18年4月からは指定管理者として管理運営をしており、対象団体に国庫給付費の1000分の35相当の差額補てん及び事務局長の人件費相当に対して、指定管理料として5,282,080円市から支出している。これは、対象団体の事業活動による収入予算のうち約4%にあたる。

会計事務について、引き続き適正な事務処理に努め、障がい児療育の充実はもとより総社圏域における療育支援、地域支援、相談支援事業のより一層の推進を図られたい。